

入札説明書等に関する質問回答書

< 別添資料2 業務要求水準書 >

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	項目	質問事項	回答
60	5	第2	4	(2)		建築物保守管理業務	予期できない 落書き、ガラスの破損 等については大学側の負担と考えてよろしいでしょうか。	不可抗力の場合は、事業契約書(案)第65条によります。 第三者による落書き、ガラスの破損等の場合、事業者には維持管理業務の受託者としての善管注意義務違反がなければ、大学の負担と考えます。
61	5	第2	4	(2)		建築物保守管理業務	建具、階段手すり等の第三者による破壊行為による破損等は、大学側負担と考えてよろしいでしょうか。	第三者による破損行為は、事業者には維持管理業務の受託者としての善管注意義務違反がなければ、大学の負担と考えます。
62	6	第2	4	(3)		建築設備保守管理業務	水処理装置とありますが、水処理装置は井水の処理装置だけと考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
63	6	第2	4	(3)		建築設備保守管理業務	設備機器等において、通常の使用・目的外の使用による異常や破損、盗難等による故障対応、取替え等は大学負担と考えてよろしいでしょうか。	基本的には、ご理解のとおりです。事業者には維持管理業務の受託者としての善管注意義務違反がなければ、大学の負担と考えます。
64	7	第2	4	(4)		清掃業務	ゴミ箱、灰皿、茶殻入れ、汚物入れは大学負担。ゴミ収集、分別、保管等の物品は事業者負担を考えてよろしいでしょうか。	ご質問の物品の購入については、ご理解のとおりです。
65	7	第2	4	(4)		清掃業務	洗剤等にあたるのは、清掃時に使用する洗剤と考えてよろしいでしょうか。各手洗い、流しに水石鹸入れを設置し、消耗品として事業者が整備するわけではないと考えます。よろしいでしょうか。事業者が整備するものであれば、仕様、箇所数をご指示ください。	事業者が便所の洗面器に水石鹸入れを設置し、水石鹸を補充して下さい。箇所数は便所の洗面器の数として、仕様は提案によります。
66	7	第2	4	(4)	2)	清掃業務	「イ 定期清掃業務」において、ガラスの内側についての記述はありますが、ガラスの外側清掃、雨水桝、汚水桝の清掃、害虫駆除の業務も必要と思われます。お考えにつき、ご教示願います。	「イ 定期清掃業務」において、ガラスの内側についての記述はしていません。ガラスの外側清掃、雨水桝、汚水桝の清掃、害虫駆除は、必要な場合に大学が別途契約にて行う予定です。
67	7	第2	4	(4)	2)	清掃業務	「ア 日常清掃 床・壁・天井・窓ガラス・及び付帯施設」につき、落書き等で、すぐに取り除けない傷や破損補修、取替作業は、大学側負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者の責めによる場合以外で、事業者が努力しても要求水準が満たせない場合は、ご理解のとおりです。また、第三者が施設を損傷した場合は、契約書(案)第40条5項により、事業者には善管注意義務違反のない場合は熊本大学が自らの責任と負担で修復します。
68	7	第2	4	(5)		環境測定業務	測定検査の実施頻度については事業者にて設定してよいと考えてよろしいでしょうか。	「学校環境衛生の基準」を踏まえた設定とします。